

## 第2回若者サポート連絡協議会(運営委員会) 次第

開催日時 平成29年9月19日(火) 13:30～

会場 津山市役所東庁舎3階 E301会議室

司会挨拶

1. 協議会実施要綱の説明
2. 協議会参加機関  
委員任命書で参加表明頂いた団体の紹介
3. 8月、9月のケース会議報告(別紙1)
  - (1) 自立支援センター未来への利用状況
  - (2) 各ケース検討の内容

質疑応答

4. 支援マップ(別紙2)
  - (1) 制作の流れ
  - (2) マップ制作についての提言
5. その他
  - (1) 津山商工会議所の取り組み(ダイバーシティについて)
  - (2) 未来への取り組み(委託訓練について)
6. 閉会

以上

### 3. 8月、9月のケース会議報告

・ 8月の利用者

① (28歳 男性)

前回のケース会議以降、本人の行動に振り回されることが増え、センターでの支援が難しくなってきた。そのため支援内容を検討し少し距離を置きながら様子を見ることとした。(本人から「もう支援はしてくれなくても結構」と支援中止の申し出あり)7月中旬に他のセンター利用者を巻き込むトラブルを起こしたこと、また8月にもセンター職員に対して暴言を吐く行為があった。(ただしセンター職員が個人的に行動を共にしていた事実もあり、それがきっかけになったという点も問題を大きくしてしまった。軽率な行動を深く反省し、今後はプライベートな関わりと支援との線引きをしっかりとるよう職員を指導した)

【結論】今後、またトラブルが発生する場合は会で相談します。

② (16歳 女性)

生活保護を受給することができ7月中旬よりアパートで一人暮らしを開始した。しかし生活態度が悪く保護課の担当者の指導にも従わず口を荒らす状態。そのため生活の安定が図れないまま保護費停止になる恐れが強まっている。センターでは現在金銭管理を行い、また児童相談所と津山市からは訪問指導も実施してもらっているが、今後保護が停止された場合アパートを出なければならぬため先日各機関で集まりケース会議を実施。問題が発生した時々に対応を考えることとなった。

【結論】言語化して、約束させるのはどうか。未来へでスーパーバイザーを設ける案が出た。

③ (20歳 男性)

アパートからいなくなり搜索願を出していたが、本人が友達の親と一緒に津山署に行き状況を把握することができた。結果として本人の希望から生活保護を外れ自活することとなった。また音信不通だった父親と関係が修復したようで、今後は父の援助を受けながら(アパートや携帯電話の契約など)生活できる見通し。

【結論】生活保護を外れて、父と連絡が取れてしばらくは父に目をかけてもらいながら生活していける状態。

④ (26歳 男性)

母親から保健師に相談が入りセンターへつながったケース。国立大学中退後、無就労。同居の祖父母との関係が非常に悪く近所に住む姉の家で生活している。姉のアパートにはインターネットの環境がないため日中は実家に帰り一日ゲームをして過ごしている。本人は働きたいと言っているもののゲームを買うお金が欲しいだけの様子。月に5万円程度の収入で良いと話している。ただ短期のアルバイトなどを勧めても反応が悪く、正社員での応募も躊躇し全く就職活動が進んでいない状態。以前家族に連れられ心療内科の受診をしたことがあるそうだが、服薬を嫌がり継続受診はしていない。保健師さんからの情報では、家で大声をあげたり暴れることもあるとのこと。面談時本人にストレス解消法を聞くと「自分の腕を噛みます」と話したことがあった。家で暴れていることは本人からは聞き取れていないが、「生きていることが面倒」と頻繁に口にする。表情も乏しく、今の状態で就職活動を支援することが良いのか判断に困っているケース。

【結論】彼の場合すぐ就職というより、先ず準備が必要(訓練等)。

・9月の利用者

① (19歳 男性)

相談支援事業所きぼうからの紹介で、就労に向けた活動のため7月中旬よりセンターの利用を開始。自宅で祖母と生活していたが、祖母と叔父に生活態度を指摘され家出をした。以前からあまり折り合いは良くなかった様子。連絡を受け、職員同伴の下センターで一時預かりをした。その後、パブリック法律事務所と相談しシェルターの提供を受けることができた。緊急措置として保護課に相談。生活保護受給を開始した。また、就職活動をサポートし、8月1日からトラストワークスにA型就労が決定した。8月7日にはアパートが決まり、その後センターで金銭管理を行うこととなった。養護施設退所者だが、同じ施設出身者に付きまといを受けていたため本人は落ち着いて生活することができないと困り感が強かったがセンターと、きぼうの担当者として役割分担し、現在は迷惑行為がなくなった。安定して働いているA型就労先は1年間のみの契約なので、今後は長期に働ける仕事のサポートが必要になる。

【結論】11月で20歳になるので、20歳になった時点で日常生活支援事業に金銭管理を移す。既に公共料金を未来へで引き落とし手続きしているため移行がスムーズに行くと思われる。A型作業所を出た後の就業については、ハローワークで職業評価を受けることとなっている。そこで本人の適正を見てもらい障害者雇用に向けて準備していく。

② (35歳 女性)

精神的な不安が強い自殺未遂経験者。就職活動は積極的にするが働きだすと体調を崩してしまい、続けることができない状態。身だしなみはきちんとするタイプだったそうだが、最近は毎日お風呂に入ることもできなくなり2日に1回のことが増えている。看護助手として15年程度勤務した経験があり現在働いていない状況に苦痛を感じている。また蓄えが減っていくことに不安があり、早く働きたいと焦りも強いようだ。精神科に定期的に通院することができるようになり漢方薬は飲んでいいる。発達障害の診断を受け障害者手帳の交付を希望していたが、岡山の病院で診断がおりず障害者年金の対象にもならなかったことで、母も今後を不安視している。センターでは母からの聞き取りだけで本人とは会えない状態だが、就職よりもまずは準備をする段階だと感じているので職業訓練などで自信をつけることを提案している。センターで行っている訓練プログラムを勧め、自分のペースで始められるものに取り組んでほしいと思う。

【結論】母へ「自助グループ」や「家族会」の存在を知らせ、相談機関も多数あることを知ってもらう。また本人には定期的に受診するよう勧める。

③ (18歳 男性)：新規

県外の高校(寮生活)を卒業後、県外で就職。しかし1ヶ月で退職し実家に帰ってきた。その後ハローワークを活用し就職活動を進めてきたが働きだすと1日で体調不良になり退職する。そのため、ハローワークの窓口でカウンセラーを紹介され、今は週に一回専門のカウンセラーとの面談を受けている。病院で診断を勧められ、相談先を探していた母がセンターを知り相談に来所した。コミュニケーションに大きな問題はないが、仕事を始めるとひどい目まいが起きてしまうとのこと。仕事を辞めると楽になる。やはり一度、病院受診したほうが良いのではないかと提案はしたが、まずはセンターの訓練プログラムに参加し、参加するなかで同じような症状が起きてしまうなら、病院受診を検討することとなった。

【結論】3ヶ月、センターの訓練プログラムへ参加し、体調の変化を見た上で対応を考えます。

※9月のケース会議をうけ、こども子育て相談室から、今後は市役所の障害福祉課と健康増進課にも毎月の会のメンバーに入って貰ってはどうかと提案があった。

#### 4. 支援マップ

##### (1) 制作の流れ（案）

- ・協議会の中でマップ制作についての要望を出す。(29年9月、11月)
- ・津山市がマップを制作し、協議会参加機関へ配布。(29年12月末、30年1月)
- ・協議会の中で出来上がったマップをチェックする。(30年1月)
- ・完成したマップを公開。(30年3月)
- ・マップ配布(30年4月～)

##### (2) マップ制作についての提言

###### 1. マップへの登録について

受け入れ企業等に困難を抱える者の雇用に対してノウハウが無いと、入社した社員の仕事が続かないことが懸念される。そのため支援マップ登録時に、各機関には受け入れ体制、強みなどを提示・記入して頂くのはどうか。(ただの会員募集では無く、支援マップへの登録となるため)

###### 2. 登録機関の募集について

支援マップに登録を希望する企業等を、どのように集めるか。

###### 3. 配布の方法

アンケートで以下の意見があった。

- ・人の集まりやすい、人手が予想される機関、(例：図書館、市役所等の公的機関、銀行、スーパーサイミングスクール等の民間機関)の来場者の手に取り易い場所に、募集する側：特定非営利活動法人未来への、連絡先が記載されたパンフレットを設置させてもらう。(支援が必要な人の連絡を待つ。)
- ・学校・支援学校と懇談を持ち、卒業生並びに保護者へ登録案内を依頼する。
- ・社会福祉協議会担当課、ハローワークとの連携を密にし情報交換を行う。
- ・新聞へ記事として募集を掲載する。(広告だと広告費の負担が発生する。)
- ・広報へ募集掲載依頼をする。
- ・HP、SNSの活用。

###### 4. 支援マップ以外での支援対象者への取り組み

アンケートで以下の意見があった。

- ・生活保護関連福祉行政から紹介してもらってのアプローチのスタート
- ・保健所の関連福祉行政から紹介してもらってのアプローチのスタート
- ・ハローワークの関連福祉行政から紹介してもらってのアプローチのスタート(もちろん当事者の意見確認または保護者の承諾を得て)
- ・支援対象者については、スクールソーシャルワーカーと各市町村の担当窓口で集まり協議してはどうか。